

経済産業省告示第百九十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣 直嶋 正行

第一条 第一号中リを又とし、次の次に次のように加え、第二号中「行う」の下に「取引又は行為に係る」を加える。

リ イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十五号）で定めるものをいう。）

第二条 本則に次の一号を加える。

三 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等（イランから本邦へ向けた支払の受領に限る。）であつて、イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの（示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

第三条 第一号中又をルとし、リの次に次のように加える。

又 イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

附 則

この告示は、平成二十二年九月三日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十二年九月六日から施行する。